

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	卸売市場機能高度化設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除				
税 目	所得税・法人税				
要 望 の 内 容	<p>卸売市場関係者が、食品流通構造改善促進法の規定に基づく卸売市場機能高度化事業を実施し、卸売市場の品質管理の高度化に資する設備等を取得した場合、取得価額の 30% の特別償却又は 7 % の税額控除を創設すること。</p> <p>【対象者】 開設者、卸売業者、仲卸業者 (地方公共団体を除く)</p> <p>【対象設備等】 ・品質管理の高度化に係る設備（低温売場等） ・加工・調製や保管・配送の機能強化に係る設備（加工処理設備（小分け、包装等）等）</p> <table border="1" data-bbox="874 936 1490 1025"> <tr> <td data-bbox="874 936 1222 1025">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1222 936 1490 1025">▲154 百万円 (- 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲154 百万円 (- 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲154 百万円 (- 百万円)				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>新たな食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）では、卸売市場について、「コールドチェーンシステム」の確立等生産・消費ニーズへの的確な対応や公正かつ効率的な取引の推進等により、その機能強化を図るとされている。</p> <p>また、卸売市場機能高度化事業は、卸売市場の機能の高度化を図ることを目標としており、当該事業に係る構造改善計画の農林水産大臣の認定を受けることにより、国の推進する施策と合致する卸売市場の機能強化を図ることを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>卸売市場関係者は、多様化する出荷者、需要者のニーズを認識していながら、卸売市場経由率の低下や取扱数量の減少等により経営が非常に厳しく、これらのニーズに対応した必要な設備投資に踏み切れない状況にある。</p> <p>卸売市場が今後とも生鮮食料品等の流通の大宗を占める基幹的な社会インフラとしての役割を果たしていくためには、卸売市場関係者による初期投資の負担を軽減することを通じ、卸売市場の品質管理の高度化に資する設備等の導入を促進し、卸売市場の機能強化を推進していくことが必要である。</p> <p>なお、卸売市場の機能強化を推進することにより、消費者が望む安全で高付加価値な生鮮食料品等が供給され、これらの商品の流通の実現により、生産者所得の確保にも寄与する。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	卸売市場については、新たな食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）において、生産・消費ニーズへの的確な対応等により、機能強化を図ることとされている。 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 食料の安定供給の確保 《政策分野》 食品産業の持続的な発展
		政策の達成目標	多様化する出荷者、需要者のニーズに対応した卸売市場の機能強化
		租税特別措置の適用又は延長期間	新設 （平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日（2 年間））
		同上の期間中の達成目標	多様化する出荷者、需要者のニーズに対応した卸売市場の機能強化
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	平成 23 年度：適用予定件数 12 件 減税見込額 154 百万円
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	中央卸売市場における低温卸売場の整備率が約 1 割程度に止まっているなど、卸売市場の機能強化の進展は不十分な状況に止まっており、取扱金額の減少により国産農産物の安定的な出荷先としての役割を果たしていくことが危ぶまれる状況になっている。 本特例措置が新設されることにより、品質管理の高度化等に資する設備等が広く全国の卸売市場に導入されることを通じ、全国的に卸売市場の機能強化が図られるものとする。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	【国税】 ・ 特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（卸売市場の誘致地区の内外の資産）（所得税・法人税） ・ 勧告等によってする登記の税率の軽減（登録免許税） ・ 会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減（登録免許税） 【地方税】 ・ 中核的地方卸売市場に係る課税標準の特例措置（固定資産税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	【予算措置】 ・ 強い農業づくり交付金（14,385 百万円の内数） ・ 一貫したコールドチェーン体制の整備事業（23 百万円） 【金融措置】 ・ 食品流通改善資金（卸売市場近代化施設）（4,450 百万円）

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>【予算措置】 当該予算措置は支援対象が限定的であり、広範囲にわたって直接的に支援するためには本特例措置が妥当である。</p> <p>【金融措置】 当該金融措置は民間の卸売市場関係者を融資対象としており、卸売市場の機能強化を図り社会インフラとしての役割を發揮していくためには、本特例措置と併せた支援が必要である。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>構造改善計画の認定を受けた事業者は誰でも使用できることから、他の支援措置と比べ、本措置は手段として妥当である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
	<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>